

「家族で話そう!! わが家のスマホルール」解説

Q1「ネットで有名人やお店の悪口を書いても、特定されない。」 答え:×

ネット上では、顔が見えない気のゆるみや匿名性から、攻撃性が増してしまうことがあります。

しかし、だれがネット上に書きこんだかは特定することができます。

書きこんだ内容によっては民事上・刑事上(損害賠償請求、名誉毀損罪、侮辱罪等)の責任を問われるおそれがあります。書きこもうとする内容が相手を傷つける言葉になっていないか、見返す習慣をつけましょう。

◇ 悪口・脅迫等の投稿

ネットやSNSなどへの書きこみは「悪ふざけ」「冗談」ではすまされないことがあります。

軽い気持ちでウソの情報や悪口を投稿したことにより、お店や人が被害を受けた場合、訴えられてしまったら、ネットで炎上し、多くの人から社会的非難を受けたりしてしまうおそれがあります。

また、他の人の発言の再投稿(リポスト等)をただけであっても加担したとみなされ、同様の責任を負う可能性があります。

◇ 侮辱罪の法定刑引き上げ(令和4年7月7日施行)

悪質な侮辱行為に対して厳正に対処するため、法定刑が「1年以下の拘禁刑若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」に引き上げられました。

◇ グループトークでの友だちとのトラブル

グループトークでは、会話の流れが速く、ささいなことでも誤解や感情の行き違いが生じやすいです。

文字だけの会話では、意味が真逆に読み取られることもあります。スタンプなどを活用して、気持ちが正しく伝わるような工夫をしてみましょう。

もしも、悪口やひどいことを言われたときは、画面をスクリーンショット等に残して、保護者や先生、相談機関等に相談しましょう。

Q2「夜遅くまでスマホを使っても、健康にまったく影響はない。」 答え:×

学習で活用する機会も増えてきたネットですが、長時間の利用や夜遅い時間の利用は、視力や姿勢、睡眠などに影響すると言われています。寝る時間が遅くなると、生活リズムが乱れ、眠くて授業に集中できなくなります。

「30分に1回は20秒以上目を休める」「部屋を十分に明るくする」ことなどが推奨されています。健康や日常生活への影響を気にかけて使い方を工夫してみましょう。

(参考)「子どもたちの目を守るために 知っておきたい近視の常識(文部科学省)」

Q3「投稿内容から、撮影場所や生活範囲は特定できる。」 答え:○

◇ 撮影場所・生活範囲の特定

どんなに気をつけていても、SNSの内容を組み合わせるとその人の行動がわかってしまったり、投稿した写真の背景などから居場所や居住地などが特定されてしまったりすることがあります。

◇ 悪ふざけ画像の投稿

そのときのノリや勢いで危険な行為等を撮影し、公開してしまうケースがあとを絶ちません。身内だけにみせるつもりが拡散され、大炎上することもあります。友だちどうしであっても、「ダメなものはダメです」。

◇ 肖像権の侵害

肖像権とは、自分が写った写真を他人に無断で公表されたり利用されたりすることがないように主張することができる権利のことです。

「友だちだから」「これぐらいなら」と自分で決めずに、他の人が写真に写りこんでいる場合は、写っている本人や関係者に公開していいか確認するようにしましょう。

Q4「友だち同士でも、下着姿やはだかの写真は送ってはいけない。 答え：○

◇ 自画撮り被害・性的被害

ネットで知り合った人や友だちに下着姿や裸の写真を送っては絶対にダメ！一度公開されてしまうと全てを削除することは困難です。ネットに刻まれた情報は「デジタルタトゥー」と言われるほど半永久的に残ってしまいます。相手から裸の写真を要求された時や、どうしたらいいかわからない時は、すぐに家の人や先生、相談機関等に相談してください。

◇ 児童ポルノ禁止法

児童ポルノを製造(児童に裸を撮影させ、SNSで画像を送信させる行為等)した場合は、3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金となります。

また、ネット上に公開するなど、不特定多数への提供・公然陳列、それを目的とした製造を行った場合はさらに重い罪に問われます。法改正により、自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持している場合も処罰の対象(1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金)となったため、18歳未満のわいせつな画像等は持っているだけでも法律違反となる可能性があります。

Q5「ネット上の情報が間違っていることはないので、すべて信じていい。」 答え：×

ネットの情報には「ウソ」があります。SNSで「いいね」をすると、似たようなものがオススメとしてあがってくるなど、目にする情報がかたよることから、「自分の考えは常識」という感覚が強くなりがちになってしまいます。

あなたが見ている情報も間違っていたり、意図的に作られたウソであったりする可能性もあります。

◇ 心のよりどころだったSNS上の知人による誘い出し被害

思春期の不安定な心理状態を知って近づいてくる危険な大人もいます。

ネットだけの交流では、相手の顔・身分・気持ち、どれも本物かどうかわかりません。深入りしないよう「ここまで！」の線引きをよく考えてみましょう。ネットで出会った人に直接会いに行き、そのまま連絡がつかなくなってしまう事例もあります。周囲に知られたくない悩みがあるなら、専門の相談窓口を利用しましょう。

Q6「スマホを使いながら自転車を運転することは、違反だ。」 答え：○

◇ ながらスマホ(歩きスマホ・自転車スマホ)・道路交通法の改正(令和6年11月1日施行)

ながらスマホは前方不注意や注意散漫による危険に直結します。スマホ操作や画面の注視は、邪魔にならない所に立ち止まってからにしましょう。

自転車を運転しながらスマホ等の通話や操作をすることは道路交通法違反で6か月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金、交通の危険を生じさせた場合は、1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金と、新しく罰則が整備されました。

その他関係する法律

◇ 著作権(作った人たちの権利を守る法律)

映画、音楽、マンガなどの著作物を許可なくネット上に公開した場合だけでなく、違法に配信されている著作物だと知りながらダウンロードした場合、個人で楽しむ範囲でも、2年以下の拘禁刑若しくは200万円以下の罰金(またはその両方)が科せられることがあります。

◇ 不正アクセス・なりすまし投稿

のぞき見などで不正に入手したパスワード等を用いて、無断で他人の端末やSNS、ゲームアプリなどにアクセスするのは「不正行為アクセス行為の禁止等に関する法律」違反です。不正アクセス目的のパスワード等の不正入手や、他人のパスワード等を第三者に提供した場合、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

SNSなどで別人になりすまして投稿する人もいますが、相手が傷ついたり、信用を失ったりした場合、名誉毀損などで訴えられる可能性があります。

